



～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～



発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人
大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F
東京事務所:東京都千代田区神田司町二丁目2番地12 神田司町ビル3F

(TEL)06-6210-1270
(TEL)03-3525-8282
HP:http://task-legal.or.jp



★今号のTOPIC★ 医療法人の「分院開設」について

個人が開設する病院や診療所は、分院を開設することができません。そのため、将来の分院展開を目的として、医療法人化されるケースが多くあります。分院を開設して事業を拡大できることは医療法人のメリットと言えますが、新たに分院を開設するためには、どのような手続を経て、どのような点に注意がいるのでしょうか。今号では医療法人の「分院開設」の流れと注意点についてご説明させていただきます。



【1. 分院開設の方法】

分院開設の方法として、下記の2つがあります。

1. 新規に診療所を開設

新しく建物の建築をしたり、店舗を借りて内装工事、機器の購入等を行って診療所を開設する方法

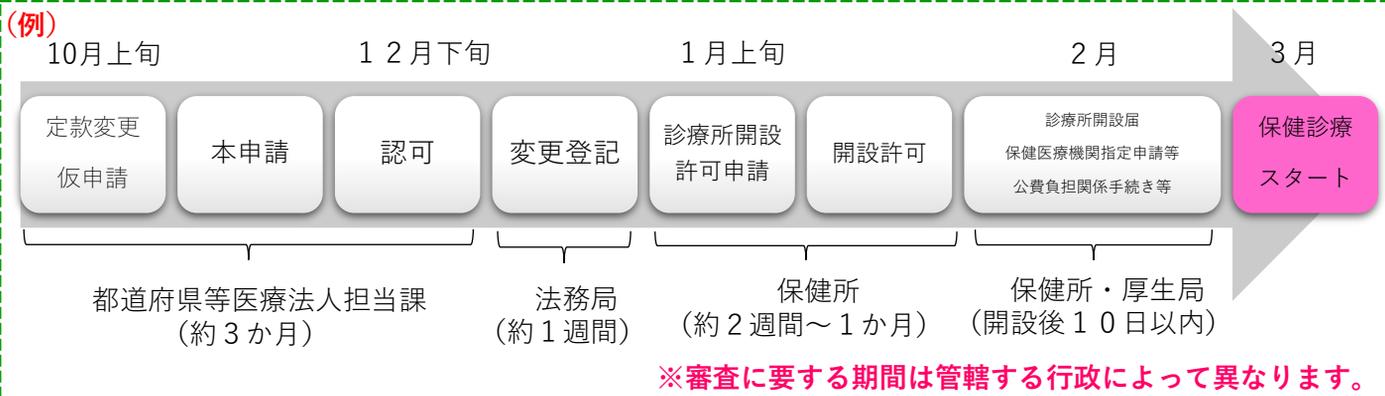
2. 既存の診療所を承継して開設

既に他の個人や法人が開設している診療所を、そのまま医療法人に取り込み、スタッフや医療機器、内装設備等を承継して、開設する方法

【2. 分院開設の流れ】

分院を開設して保険診療を開始するためには、行政手続きに**約4～5か月かかります**。

下記は新規に診療所を開設して分院展開する場合の手続きの流れです。



【3. 分院開設にあたっての注意点】

①分院長＝理事

医療法第46条の5第6項により、診療所の管理者は、開設する医療法人の理事になります。分院長を新たに採用する場合は、別途理事追加のお手続が必要になる場合があります。

②保険診療の開始時期

新規に診療所を開設する場合、診療所を開設した後、保険医療機関の指定を受けるため、開設月の翌月が保険診療の開始月となります。一方、既存の診療所を承継し、保険診療の遡及指定を受ける事ができる場合は、診療所の開設と同時に保険診療を開始することができます。

③現実的な事業計画の作成

分院展開は前向きなお話ですが、当初の事業計画の見通しが甘かったため、分院をすぐに閉院しなければならない事案などがあります。本院の運営に深刻な影響を及ぼすおそれもありますので、専門家の意見を聞いて、堅実な事業計画の作成が必要です。

④余裕を持ったスケジュールの作成

上記のとおり、分院の開設には様々な行政手続を経るため、開設までに相当の期間を要します。行政手続きが間に合わず開設月が遅れる、ということにならないように、遅くとも保険診療を開始する月の半年前には専門家へ相談されることをお勧め致します。



より詳しくお知りになりたい場合は、タスク行政書士法人までお問合せください！

次号の予告TOPIC「診療所の移転」

